

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○県営土地改良事業計画を変更した件	二六七
○道路の区域を決定する件	二六八
○道路の区域を変更する件	二六八
○道路の供用を開始する件	二六八
公 告	
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二六八
○自動車税の収納の事務を委託した件	二六七
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	二六七

告 示

福島県告示第二百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第二百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び同法第六

条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年四月二十日から同年八月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ白河Aエリア 福島県白河市新高山三十三番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六千五百三十七平方メートル

(変更後) 五千三百三十三平方メートル

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) B棟 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時

(変更後) B棟 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時

(変更後) B棟 閉店時刻 午後十時

3 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 第一駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十二年五月二十八日

四 届出年月日

平成二十二年四月一日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、経沢地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年四月二十一日から

同 年五月十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	会津若松市大戸町大字小谷字湯ノ平八三番一地从先から 同 市大戸町大字上三寄字大豆田八三八番一地从先まで	三・五〇 二二・六〇	三、〇八二・一

(道路計画課)

福島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	会津若松市大戸町大字上三寄字大豆田八三八番一地从先から 同 市大戸町大字雨屋字上雨屋九一四番二地从先まで	変更前 B 四・〇〇 二二・三	二、六三一・九	長

同 市神指町大字北四合字石田一二二番二〇地先から 同 市神指町大字北四合字石田一二二番一八地先まで	変更後 B 四・〇〇 二四・六 D 四・五〇 五・〇	二、六三一・九 五四〇・九
--	--	------------------

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	会津若松市大戸町大字上三寄字大豆田八三八番一地从先から 同 市大戸町大字雨屋字上雨屋九一四番二地从先まで 同 市神指町大字北四合字石田一二二番二〇地先から 同 市神指町大字北四合字石田一二二番一八地先まで	平成二十二年四月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 長谷川道吉 会津若松市湊町大字赤井字赤井三三〇番地

(農村計画課)